

# 退職金規程モデル

1. 【ケース1】社会福祉施設職員等退職手当共済制度の代替制度として利用する場合
2. 【ケース2】モチベーション向上と優秀人材活用を目的として制度を利用する場合
3. 人事考課結果に直接反映させる場合の掛金額表

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会

## <目 次>

1. 【ケース1】  
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の代替制度として利用する場合……P2～P6
2. 【ケース2】  
モチベーション向上と優秀人材活用を目的として制度を利用する場合……P7～P10
3. 人事考課結果に直接反映させる場合の掛金額表……P 1 1 ～ P 1 2

# 就業規則

社会福祉法人 ○ ○ 会

(途中 略)

## 第7章 給 与

(給 与)

第 条 給与は、別に定める給与規程により支給する。

(退 職 金)

第 条 退職金は、別に定める退職金規程により支給する。

(以下 略)

## 【ケース1】

当該法人が、改正社会福祉施設職員等退職手当共済法で規定する特定介護保険施設等及び社会福祉施設等を併せて保有し、平成18年4月1日以降も両施設に職員が在籍するため、職員の退職金に関し公平性を維持する目的で財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の第二退職給付金制度に追加加入する場合の退職金規程を例示します。

## 退職金規程

社会福祉法人 ○ ○ 会

### (総 則)

第1条 この規程は、就業規則第○条によって規定する退職金の支給基準について定める。

2 職員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第○条に定める職員に適用する。

### (平成18年3月31日までに採用した職員についての共済契約及び加入)

第3条 平成18年3月31日までに採用した職員への退職金の支給は、当法人が職員各人について次の法人との間で、退職金に関する共済契約を締結することによって行うものとする。

- ① 独立行政法人福祉医療機構（以下、機構という）への加入による退職手当金の支給
- ② 財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下、共済会という）の第一退職給付金制度による退職手当金の支給

### (平成18年4月1日以降に採用した職員についての共済契約及び加入)

第4条 平成18年4月1日以降に採用した職員への退職金の支給は、当法人が職員各人について次の法人との間で、退職金に関する共済契約を締結することによって行うものとする。ただし、採用時点で既に機構へ加入している者については、前条の規定によるものとする。

財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下、共済会という）の次の制度による退職一時金の支給

(ア) 第一退職給付金制度への加入

(イ) 第二退職給付金制度への加入

(加入の時期)

第5条 当法人は、新たに採用した者については、原則として採用となった月に機構並びに、  
共済会に加入させる。

(掛 金)

第6条 機構の掛金については、機構との共済契約に基づく金額を当法人が納付する。

2 共済会の掛金については、次のとおりとする。

(ア) 第一退職給付金制度

各人ごとに、共済契約規程に基づいた掛金を当法人が納付する。

(イ) 第二退職給付金制度

各人の基本給月額(注)に対応して定めた別表の金額を当法人が納付する。

<定額掛金の場合の規定>

(イ) 第二退職給付金の掛金は、〇口(×, ×××)円とする。

3 共済会の掛金は、毎年4月にこれを調整する。

(注) ここにいう基本給とは、各法人が定めた基本給与月額を用いるものとする。

その実例は別表右部分に例示する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正による措置)

第7条 平成18年4月1日付で施行される改正社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下、  
退職手当共済法という)に基づき、以下の措置を行う。

1. 退職手当共済法の改正に際して措置が必要な理由

平成18年4月1日以降に採用する職員について、退職共済制度に加入させない旨機構に届出た場合において、施行日以降に当該制度に加入している職員と、加入していない職員との間において待遇に格差が生ずるため、これを是正する目的で必要な

措置をとる。

2. 退職手当共済法の改正に際して必要な措置

退職手当共済法の改正に際して必要な措置として、平成 18 年 4 月 1 日以降に採用され特定介護保険施設等に従事する職員を、共済会の第二退職給付金制度へ加入させることにより格差の是正を図る。

(退職金の額)

第 8 条 退職金の額は、機構について社会福祉施設職員等退職手当共済法により定められた額とし、共済会については共済会との共済契約規程に定める額とする。

(支給対象者)

第 9 条 当規程による退職金は本人に支給するものとする。

- 2 本人が死亡した場合には、機構については退職手当金を遺族に支給し、共済会については共済会契約規程の定めるところにより遺族一時金を遺族に支給する。

(以下、略)

【別表】

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
新設共済制度 加入口数表

基本給	口数	掛金
0 ～ 65,999		
66,000 ～ 69,999		
70,000 ～ 73,999		
74,000 ～ 77,999		
78,000 ～ 82,999		
83,000 ～ 88,999		
89,000 ～ 94,999		
95,000 ～ 100,999		
101,000 ～ 106,999		
107,000 ～ 113,999		
114,000 ～ 121,999		
122,000 ～ 129,999		
130,000 ～ 137,000		
138,000 ～ 145,999		
146,000 ～ 154,999		
155,000 ～ 164,999		
165,000 ～ 174,999		
175,000 ～ 184,999		
185,000 ～ 194,999		
195,000 ～ 209,999		
210,000 ～ 229,999		
230,000 ～ 249,999		
250,000 ～ 269,999		
270,000 ～ 289,999		
290,000 ～ 309,999		
310,000 ～ 329,999		
330,000 ～ 349,999		
350,000 ～ 369,999		
370,000 ～ 394,999		
395,000 ～ 424,999		
425,000 ～ 454,999		
455,000 ～		

基本給の例示

基本給＝本俸月額

基本給＝年齢給

基本給＝年齢給＋職能給＋経験給

基本給＝職能給＋職務給

基本給＝年齢給＋職能給  
ほか

# 就業規則

社会福祉法人 ○ ○ 会

(途中 略)

## 第7章 給 与

(給 与)

第 条 給与は、別に定める給与規程により支給する。

(退 職 金)

第 条 退職金は、別に定める退職金規程により支給する。

(以下 略)

## 【ケース 2】

当該法人が、職員のモチベーション向上と優秀人材採用を目的として、財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の第二退職給付金制度に追加加入する場合の退職金規程を例示します。

# 退職金規程

社会福祉法人 ○ ○ 会

## (総 則)

第 1 条 この規程は、就業規則第○条によって規定する退職金の支給基準について定める。

2 職員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

## (適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第○条に定める職員に適用する。

## (共済契約及び加入)

第 3 条 退職金の支給は、当法人が職員各人について次の法人との間で、退職金に関する共済契約を締結することによって行うものとする。

- ① 独立行政法人福祉医療機構（以下、機構という）への加入による退職手当金の支給
- ② 財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下、共済会という）の次の制度への加入による退職一時金の支給
  - (ア) 退職給付金制度への加入
  - (イ) 第二退職給付金制度への加入

## (加入の時期)

第 4 条 当法人は、新たに採用した職員について、原則として採用となった月に機構並びに共済会に加入させる。

## (掛 金)

第 5 条 機構の掛金については、機構との共済契約に基づく金額を当法人が納付する。

2 共済会の掛金については、次のとおりとする。

(ア) 退職給付金制度

各人ごとに、共済契約規程に基づいた掛金を当法人が納付する。

(イ) 第二退職給付金制度

各人の基本給月額(注)に対応して定めた別表の金額を当法人が納付する。

3 共済会の掛金は、毎年4月にこれを調整する。

(注) ここにいう基本給とは、各法人が定めた基本給与月額を用いるものとする。  
その実例は別表右部分に例示する。

(退職金の額)

第6条 退職金の額は、機構については社会福祉施設職員等退職手当共済法により定められた額とし、共済会については共済会との共済契約規程に定める額とする。

(支給対象者)

第7条 当規程による退職金は本人に支給するものとする。

2 本人が死亡した場合には、機構については退職手当金を遺族に支給し、共済会については共済会契約規程の定めるところにより遺族一時金を遺族に支給する。

(以下、略)

【別表】

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
新設共済制度 加入口数表

基 本 給	口 数	掛 金
0 ～ 65,999		
66,000 ～ 69,999		
70,000 ～ 73,999		
74,000 ～ 77,999		
78,000 ～ 82,999		
83,000 ～ 88,999		
89,000 ～ 94,999		
95,000 ～ 100,999		
101,000 ～ 106,999		
107,000 ～ 113,999		
114,000 ～ 121,999		
122,000 ～ 129,999		
130,000 ～ 137,000		
138,000 ～ 145,999		
146,000 ～ 154,999		
155,000 ～ 164,999		
165,000 ～ 174,999		
175,000 ～ 184,999		
185,000 ～ 194,999		
195,000 ～ 209,999		
210,000 ～ 229,999		
230,000 ～ 249,999		
250,000 ～ 269,999		
270,000 ～ 289,999		
290,000 ～ 309,999		
310,000 ～ 329,999		
330,000 ～ 349,999		
350,000 ～ 369,999		
370,000 ～ 394,999		
395,000 ～ 424,999		
425,000 ～ 454,999		
455,000 ～		

基本給の例示

基本給＝年齢給＋職能給＋経験給

基本給＝職能給＋職務給

基本給＝年齢給＋職能給  
ほか

共済会 第二退職給付金に関する掛金の決定に、人事考課結果を反映させ掛金の個人勘定の蓄積を職員のモチベーションの向上に活用する方法を例示します。

**共済会 第二退職給付金 等級・号俸・号課結果別掛金額表(例)**

等級 号俸ゾーン	1 等級					2 等級				
	評価 S	A	B	C	D	評価 S	A	B	C	D
第 1ゾーン 1号俸～10号俸	4,000	3,000	2,000	1,000	0	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000
第 2ゾーン 11号俸～20号俸	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000
第 3ゾーン 21号俸～30号俸	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000
第 4ゾーン 31号俸～40号俸	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000
第 5ゾーン 41号俸～50号俸	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000

5 等級										
評価 S	A	B	C	D	評価 S	A	B	C	D	評価 S
20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	22,000
21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	23,000
22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	24,000
23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	25,000

# 等級別給与表(例)

号	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		号	
	号差	2,000	号差	2,500	号差	3,200	号差	4,000	号差	5,000		
1	初号値	160,000		205,000		250,000		320,000		400,000	1	
2		162,000		207,500		253,200		324,000		405,000	2	
3	第1ゾーン	163,000		208,700		254,700		325,900		407,500	3	
4		164,000		209,900		256,200		327,800		410,000	4	
5		165,000		211,100		257,700		329,700		412,500	5	
6		166,000		212,300		259,200		331,600		415,000	6	
7		167,000		213,500		260,700		333,500		417,500	7	
8		168,000		214,700		262,200		335,400		420,000	8	
9		169,000		215,900		263,700		337,300		422,500	9	
10		170,000		217,100		265,200		339,200		425,000	10	
11		第2ゾーン	171,000		218,300		266,700		341,100		427,500	11
12			172,000		219,500		268,200		343,000		430,000	12
13	173,000			220,700		269,700		344,900		432,500	13	
14	174,000			221,900		271,200		346,800		435,000	14	
15	175,000			223,100		272,700		348,700		437,500	15	
16	176,000			224,300		274,200		350,600		440,000	16	
17	177,000			225,500		275,700		352,500		442,500	17	
18	178,000			226,700		277,200		354,400		445,000	18	
19	179,000			227,900		278,700		356,300		447,500	19	
20	180,000			229,100		280,200		358,200		450,000	20	
21	第3ゾーン	181,000		230,300		281,700		360,100		452,500	21	
22		182,000		231,500		283,200		362,000		455,000	22	
23		183,000		232,700		284,700		363,900		457,500	23	
24		184,000		233,900		286,200		365,800		460,000	24	
25		185,000		235,100		287,700		367,700		462,500	25	
26		186,000		236,300		289,200		369,600		465,000	26	
27		187,000		237,500		290,700		371,500		467,500	27	
28		188,000		238,700		292,200		373,400		470,000	28	
29		189,000		239,900		293,700		375,300		472,500	29	
30		190,000		241,100		295,200		377,200		475,000	30	
31	第4ゾーン	191,000		242,300		296,700		379,100		477,500	31	
32		192,000		243,500		298,200		381,000		480,000	32	
33		193,000		244,700		299,700		382,900		482,500	33	
34		194,000		245,900		301,200		384,800		485,000	34	
35		195,000		247,100		302,700		386,700		487,500	35	
36		196,000		248,300		304,200		388,600		490,000	36	
37		197,000		249,500		305,700		390,500		492,500	37	
38		198,000		250,700		307,200		392,400		495,000	38	
39		199,000		251,900		308,700		394,300		497,500	39	
40		200,000		253,100		310,200		396,200		500,000	40	
41	第5ゾーン	201,000		254,300		311,700		398,100		502,500	41	
42		202,000		255,500		313,200		400,000		505,000	42	
43		203,000		256,700		314,700		401,900		507,500	43	
44		204,000		257,900		316,200		403,800		510,000	44	
45		205,000		259,100		317,700		405,700		512,500	45	
46		206,000		260,300		319,200		407,600		515,000	46	
47		207,000		261,500		320,700		409,500		517,500	47	
48		208,000		262,700		322,200		411,400		520,000	48	
49		209,000		263,900		323,700		413,300		522,500	49	
50		210,000		265,100		325,200		415,200		525,000	50	